

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 FEB (Vol.69)

CONTENTS

海外拠点ニュース 香港、経済活動正常化へ	2
株式会社中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第69回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい<第3回>人気急上昇中！？シェアサイクル.....	9
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director	
社会保険労務士 山本真佑	
タイ法令の最新情報	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
2023 年度予算案 (間接税に関する事項) <マレーシア>	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
韓国駐在員日記.....	15
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	
新年の話題と金 (ゴールド) のお話 <香港>	17
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
中国の水際対策とビザ発給の暫定停止にかかる状況.....	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース 香港、経済活動正常化へ

株式会社中国銀行
香港支店

コロナ関連規制について、欧米や近隣アジア諸国に比べ厳格な検疫措置が取られていた香港ですが、世界各国の動向や市民からの声により緩和が進み、現在では海外からの入境に関する規制がほとんどなくなる等、正常化に向かっていきます。また、中国本土の政策転換を受け、中国本土との往来に関しても規制が緩和されたことから、以前の姿を取り戻しつつあります
(本レポートは2023年1月28日現在の情報に基づき作成しております)

1. 日本香港間の現在の入出境規制

【日本からの入境】

非香港居民の場合、入境時にワクチン接種済みであり、かつ事前の迅速抗原検査もしくはPCR検査で陰性である必要があります。しかしながら入境後は入境0日目から5日目までの間、毎日の迅速抗原検査の実施が推奨されているのみで、以前あったホテル隔離やレストランへの入店制限等は行われておりません。また、90日以内の滞在であればビザの取得も必要なく、ほぼ自由に入境が可能です。

【香港から日本への入国】

ワクチン3回の接種証明書またはPCR検査の陰性証明書が必要です。中国から日本への直行便に関しては、水際措置により成田国際空港・羽田空港・関空国際空港・中部国際空港に限定されていますが、香港・マカオからの直行便は中国（香港・マカオを除く）に渡航歴のある者がいない場合は、福岡空港等、他の空港への到着も認められています。

(2023年1月28日現在)

※実際の航空機の運航状況については各航空会社・旅行会社にてご確認ください。

2. 香港と中国本土の入出境規制

2023年1月8日に香港と中国本土との往来に関する規制が緩和され、隔離なしでの往来が可能となりました。ただし、日本国籍の場合、中国ビザがなければ中国本土に入境できず、現在日本国籍者に対するビザ免除措置が停止されているため、依然としてビザのない日本人は往来することができません。(2023年1月28日現在)

3. 香港におけるその他のコロナ関連規制

コロナに関する検疫規制の緩和は入出境だけではなく、市民の生活においても緩和されました。2022年12月28日までコロナ感染者または濃厚接触者は最低7日間の自宅もしくは指定の隔離施設で隔離を受ける必要がありましたが、12月29日に濃厚接触者の隔離が不要となり、2023年1月30日には感染者も隔離の必要がなくなります。諸外国に比べ厳格な検疫措置が長く続いた香港ですが、正常化に向けて段階的に緩和が進んでいます。
(2023年1月28日現在)

4. 賑わいを取り戻しつつある香港

2023年1月22日から1月25日までは春節（日本でいう正月）でした。街は赤色の提灯に染まり、太鼓の音と共に獅子や龍が舞います。街の中ではちらほらと中国の普通語も聞かれ、本土からの入境者も少しずつ増えているように感じます。また、欧州や東南アジア等様々な人種の方が、街を歩き交っています。



春節名物獅子舞



装飾品で賑わう露店



春節のペニンシュラホテル

一時は飲食店等に対する行動制限（ワクチン接種者限定や同席人数、営業時間等）がありましたが、これらもすでに撤廃され、香港の繁華街も賑わいを取り戻しつつあります。香港ディズニーランドも通常通り営業しており、マカオ行きのフェ

リーも運航を再開しました。



再開したマカオフェリーチケット売場



香港ディズニーランド

2023 年 1 月には韓国音楽グループの「BLACKPINK」の世界ツアーが開催され、前回延期となっていた香港マラソンも 2023 年 2 月に開催される予定です。ビジネスイベントでは、香港貿易発展局主催の Food Expo や International Jewelry Show 等も開催され、経済活動は正常化しつつあります。また、弊社が参加する香港地銀会主催の「香港・華南地区ビジネス交流会」も 2 月 22 日に 3 年ぶりに香港で開催することとなりました。

5. まとめ

日本にとって、かつて香港はビジネス・観光両面で非常に近い存在でしたが、2019 年から始まった香港民主化デモに続き、コロナウイルスの感染拡大により、やや遠い存在となってしまいました。現在はデモの影響は全くなく、コロナ関連規制も

ほとんど撤廃されたことにより、以前の姿を取り戻しつつあります。また、中国本土との往来も再開されつつあり、中国本土との経済的なつながりを活かし、経済面での回復が見込まれています。

香港は2020年において日本の農林水産物・食品輸出先1位であり、重要な輸出先です。食品だけでなく、日本の飲食、医薬品やコスメ、日用品等も人気が高く、今でも多くの日系企業（スシロー、マツモトキヨシ、ドン・キホーテ等）が相次いで進出する等、ビジネスチャンスがある地域です。香港進出に関心があっても、コロナ関連規制により往来が難しく、進出を断念された企業様もあったかと思いますが、現在は往来が自由になり、まずは正常化しつつある香港を見ていただきたいと思います。香港支店では香港でのネットワークを活かし、海外販路拡大やアテンド等の支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

香港支店

所在地：

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong, People's Republic of China

TEL：852-2523-0312

FAX：852-2521-8730

新興国ニュース

第 6 9 回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はメキシコ・インドネシアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～メキシコ～

【メキシコ年次業務について】

■ 年次株主総会

メキシコ株主総会は、通常株主総会と特別株主総会の 2 種類があります。

通常株主総会は年に 1 回、事業年度終了後 4 ヶ月以内に開催することが、メキシコ商事一般会社法 (LGSM: Ley General de Sociedades Mercantiles) 181 条で定められています。

メキシコの事業年度は暦年、つまり 1 月～12 月であるため、毎年 4 月末日までに開催が必要ということになります。

通常株主総会では、決算の承認、役員・監査役の変更、および役員・監査役報酬の決定等が決議事項とされています。

■ 雇用主登録更新手続き

雇用主登録 (CIE: Constancia de Inscripción del Empleador) とは、外国人 (メキシコ国籍以外) を雇用する企業が取得すべきライセンスのようなものであり、これが無ければ外国人従業員への VISA が発行できません。

年次更新に関しましては法律上義務づけられてはおりませんが、従業員の VISA 及び一時在留許可証 (TRT: Tarjeta de Residente Temporal) の申請や更新を行う際に、メキシコ移民局 (INM: Instituto Nacional de Migración) から 1 年以内に発行された雇用主登録の証明書を求められるため、実務上は毎年の更新が必要となってまいり

ます。

更新手続きに必要な書類は下記となり、原則手続きを始めてから最大 25 営業日で更新が完了いたします。

①雇用主登録証: Constancia de Inscripción del Empleador

②直近 3 ヶ月分の月次税務納付書: Línea de captura

③昨年度の年次税務申告書: Declaración Anual

④代表者の TRT 原本およびそのコピー

⑤住所証明 (直近 30 日以内発行の公共料金の請求書等)

⑥INM 申請書フォーマット: Formato para empleadores

⑦INM プライバシーポリシー: Nuevo aviso de privacidad INM

■ DIM 報告

DIM とは Declaración Informativa Múltiple の略となり、直訳で複数の情報の申告という意味になります。申告しなければならない情報は Anexo1 から Anexo10 まであり、詳細は下記の通りです。

・Anexo 1: Información anual de sueldos, salarios, conceptos asimilados, crédito al salario y subsidio para el empleo. De sociedades de inversión de capitales (Forma oficial 53 y anexo 1) ➡年次の給与情報

・Anexo 2: Información sobre pagos y retenciones del ISR, IVA e IEPS

➡法人 ISR (法人所得税) 及び IVA (付加価値税) の源泉の情報

・Anexo 3: Información de contribuyentes que otorguen donativos

➡未払い又は仮払いの税金等の情報

・Anexo 4: Información sobre residentes en el extranjero

➡メキシコ国外居住者の情報

・Anexo 5: De los regímenes fiscales preferentes.

➡優遇税制に関する情報

・Anexo 6: Empresas integradoras. Información de sus integradas

➡連結会社、グループ会社の情報

・Anexo 7: Régimen de pequeños contribuyentes

➡※1 小規模の企業に関する情報

・Anexo 8: Información sobre impuesto al valor agregado

➡IVA（付加価値税）に関する情報

・Anexo 9: Información de operaciones con partes relacionadas residentes en el extranjero. ➡メキシコ国外関連社間の情報(移転価格含め)

・Anexo 10: Operaciones efectuadas a través de fideicomisos.

➡信託取引における情報

※1 小規模な企業とは、PYMEs : Pequeñas y Medianas Empresas（中小企業）と定義される企業であり、その定義基準は資本金 50,000.00MXN となっています。

上記の DIM 申告は、2 月 15 日期限ですが、

Anexo9 のみ 3 月 31 日が期限日となっています。年度によっては、メキシコ国税庁(SAT: Servicio de Administración Tributaria)にて期限日の変更がある場合があります。

これらの情報の中には、企業によっては、該当取引がない場合がありますが、その場合でも「取引無し」という事で申告する必要があります。

■ 確定申告(法人・個人)

所得税(ISR: Impuesto sobre la renta)の確定申告は、法人は 3 月末、個人は 4 月末と期限が定められています。

どちらも SAT の Web ページ上の申告フォームに情報を記載し申告をすることになりますが、当該年度のフォーム更新がされるのが法人であれば 2 月中旬～3 月上旬、個人であれば 3 月中旬～4 月上旬と、毎年申告期日直前となっています。

また個人所得税に関しては、メキシコの居住者で、下記条件のいずれかを満たしている場合に確定申告の対象者となります。下記条件は年度によって変更される可能性もあります。

- ・年間の累計所得(全世界所得)が 400,000MXN を越えている
- ・2 か所以上から所得を受け取っている

■ PTU の計算

PTU(Participación de los Trabajadores en las Utilidades de la empresa)とは、年度の利益のうち 10%を従業員へ分配するメキシコ特有の制度です。

PTU 対象金額は法人所得税の確定申告書にも記載され、従業員への支払い期日は法人所得税の確定申告後、60 日以内となります。期限を過ぎたことによるペナルティ等の定めはありませんが、従業員や労働組合から訴えを起こされる可能性がありますので、お早目の対応を推奨しています。

す。

■ DISIF

財政状況申告 (DISIF: Declaración Informativa Sobre Su Situación Fiscal) については、下記の条件に該当する場合に義務が発生いたします。

対応義務の条件は下記の通りとなります。

前年度において、

①904,215,560.00 MXN 以上の収入がある

➡毎年、インフレ率などを考慮し金額が変動

②株式上場している

③連結納税適用法人である

④準国営企業である

⑤メキシコ国内に恒久的施設を保有する外国法人である

⑥メキシコ国外取引がある※ただし、国外取引総額が、100,000,000.00MXN 未満の場合は、DISIF の提出有無を選択できる申告期限は3の Anexo9 と同様3月31日となります。

■ 外資登録情報 (RNIE: Registro Nacional de Inversiones Extranjeras) の年次報告

以下の条件に当てはまる場合、年次での報告が必要となります。

・前期期首または期末で以下の項目が、110,000,000 ペソを超える場合

- 1) 総資産
- 2) 総負債
- 3) 国内外の収入
- 4) 国内外の支出

なお、報告期限は以下の通りとなっています。

社名の頭文字が A～J の法人:4 月末日

社名の頭文字が K～Z の法人:5 月末日

■ 外国株主報告 (Forma96)

株主に外国居住者がいる場合、その外国居住者である株主について次のデータを含む報告を SAT に対し行う必要があります。(連邦税務基本法 Código Fiscal de la Federación 第 27 条より)

- A) 株主(または代表者名、パートナー)の社名又は氏名
- B) 税務上の住所
- C) 税務上の居住国
- D) パートナーまたは株主の税番 (TAX ID)

報告手続きは SAT のウェブページにて行い、公式フォーム”Relacion de socios, accionistas o asociados residents en el extranjero”を使用します。

以上のように、各申告には対象となる企業の条件や申告期限が設定されているため、遅延によるペナルティ等の発生を防ぐためにも、時間に余裕をもったご準備を推奨します。

～インドネシア～

【2023 年最低賃金決定！】

2022 年 11 月 28 日にインドネシアの 10 州で 2023 年の最低賃金が発表されました。

ジャカルタでは 5.6% の上昇率となりましたが、ブカシやチカランなどは今後、地域別の最低賃金が発表されるため引き続き注視が必要となります。

なお、西ジャワ州長官より 2023 年の最低賃金を設定しない西ジャワ州内の地域、都市については 2023 年の西ジャワ州の最低賃金を使用することです。

州	最低賃金 (Rp)	上昇率 (%)
ジャカルタ	4,901,798	5.6
西ジャワ	1,986,670	7.88

ブカシ市	5,158,248	7.09
ブカシ県	5,137,575	7.2
東ジャワ	2,040,244	7.8
バンカビリトゥン	3,498,479	7.15
バリ	2,713,672	7.81

※各州の発表より TCG にて作成

【個人所得税確定申告は 3 月末まで】

2022 年度の個人所得税確定申告は **2023 年 3 月 31 日までに**行う必要があります。

**対象者：課税年度（2022 年 1 月～12 月）内に
インドネシアの居住者となる方**

以下、居住者の定義になります。

- ・インドネシアに定常的な住居を有している
- ・連続する 12 ヶ月以内に 183 日以上インドネシアに滞在している
- ・課税年度内（1 月～12 月）にインドネシアに滞在し、インドネシアに居住する意思を持つ。

※実務上は ITAS（滞在許可証）を持つ場合は居住する意思があると見なされ、居住者と判断されます。

納税・申告には NPWP（納税者番号）が必要になります。E-Fin も必要となるため、まだ取得されていない方は時間のある際に取得しておくことをお勧めします。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第3回>

人気急上昇中！？シェアサイクル

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本真佑

第1回のコラムの冒頭にて「ベトナムに入国し、初めて滞在先から外に出たとき、最初に思ったことが「バイクが多すぎる」ということでした。」とお伝えしたベトナムですが、2021年12月からシェアサイクルサービス開始されています。

サービス開始当時は、やはりバイクが主流のここベトナムでは難しいのではと考えていましたが、今では早朝や夕方でも利用者を見かける程、人々に受け入れられてきております。これは本当に意外でした。

シェアサイクルはホーチミンの投資家によって主にバス停や幹線道路に沿ってMobikeのポート（自転車を借りたり返却できるスポット）が設置されました。



当初は試験運用の為、500台での開始。本サービスの利用にはまずスマホで専用のアプリをダウンロードし、アプリから最寄りのポートを検索

し、そこでコードをスキャンすることで好みの自転車のロックを解除してレンタルします。



使用後はポートに自転車を戻してロックするだけというシンプルな使い方となっています。料金体系は30分で5,000VND（約25円）、60分で10,000VND（約50円）、と使用時間によって計算される仕組みとなっていて、各ポートには約20台程度のmobikeが設置されており、防犯目的からもロックやGPSといった機能が付けられています。

私もベトナム人の友人が誘ってくれ、早速このシェアサイクルを体感してきました。街中いたるところにポートがあり、QRコードを読むだけで利用から決済まで全て可能で、思った以上に便利だと思いました。走っているすぐ横をバイク集団が走るのそこは怖い部分もありますが、夏の猛暑の日中さえ避ければ近距離の移動手段としては、かなり便利なのではないかと感じています。

それにしてもこれほどすぐにシェアサイクルが受け入れられたのはなぜでしょうか。ホーチミン市はベトナムの都市の中でも狭く、自転車で移動できる距離の中に生活拠点やお店、職場等が密集しているのが大きいのではないかと思います。まだ同サービスはホーチミン市だけで

すが、これがハノイのような大きな都市になると
そうはいかないかもしれません。更に余談ですが、
私が見る限り、若い男女の利用者もかなり多いよ
うで、新しいデートの楽しみ方として、1つの選
択肢が増えたのかもしれません。ベトナムでの移
動手段はこれまでバイクがメインでした。デート
もバイクで2人乗りが王道でしたが、お互い自転
車で一緒に移動する、まるで日本の古き良き時代
を思い出すかのような感覚を彼らは初めて味わ
っているのかもしれません。

また、現在、ベトナム政府は、深刻な交通渋滞
と大気汚染を理由に、ホーチミン市を含む五つの
中央直轄市に、2030年以降にバイクの乗り入れ規
制を実施する行動計画を発表しています。政府は
市内交通機関の利用率アップを目標に掲げてい
ますが、公共交通網が整備されていない中でシェ
アサイクルはひとつの打開策ではないでしょう
か。

ベトナムは経済成長著しく、新しいサービスに
関心の高い国です。ぜひこの機会にお越しくださ
い。アフターコロナのビジネス展開をご支援させ
ていただきます。

海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた
海外への事業展開をご検討のお客様に、

「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。
漠然としたイメージが具体化できるとご好評い
ただいています。

ぜひお試しください。

全25問で診断結果が出ます。



スマホはこちらから→

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店

9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,

Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナム
でのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタ
ントが日越両国拠点からご支援します。市場調
査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベト
ナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日
系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地
法人への日本親会社からの内部統制など、あら
ゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)
 (マイツグループ中国
 ・アジア進出支援機構メンバー)

2023 年度個人所得税の所得控除について

タイ政府は 2023 年度個人所得税の所得控除対象として、ショッピング控除を閣議で承認し、2022 年 12 月 29 日に官報に公示しましたので、以下にお知らせ致します。

※2022 年度の控除対象ではありませんので、ご注意の程お願い致します。

控除方法、禁止事項、証拠書類等の詳細については歳入局長が定めた規則、手続き方法、条件等に従う必要がありますが、具体的な詳細はまだ発表されておりません。

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

項目	内容
対象期間	2023 年 1 月 1 日～2023 年 2 月 15 日の対象期間内に購入、支払ったもの
必要書類	・個人名、住所、個人の納税者番号が記載された Tax invoice、領収書の原本 ・Tax invoice: VAT 事業登録者からタイ国内で物品あるいはサービスの購入をした場合 ・領収書: 書籍(E-BOOK/電子書籍を含む)、OTOP 商品を購入した場合
対象	・タイ国内での物品、サービスの購入 ・物品購入には、OTOP 商品(タイの一村一品プロジェクト商品)も含まれます。
対象外	・ビール、ワイン等のアルコール飲料代 ・タバコ代 ・自動車・二輪車・船の購入費用 ・新聞代及び雑誌(冊子、電子媒体共に) ・ツアー代金、宿泊費 ・公共料金、水道、電気、電話代、インターネット代 ・各種サービス代のうち、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 2 月 15 日の期間に支払ったサービス費用であっても、それが 2023 年 1 月 1 日以前にサービスの利用開始、または 2023 年 2 月 15 日以降に解約となるような長期サービス費用 ・損害保険料
所得控除額	・所得税の控除はタイ国内の物品、サービスの購入に対して実際に支払った額を所得税控除することが可能です。所得控除額は以下の通りです。 (1) Tax invoice、領収書(紙、電子媒体ともに)の場合は、30,000THB を越えない範囲で所得控除を受けることができます。 (2) Tax invoice、領収書(電子媒体のみ)の場合は、さらに 10,000THB を越えない範囲で所得控除を受けることができます。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

2023 年度予算案 (間接税に関する事項) ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・ 電気自動車の輸入に対する関税および物品税の免除
- ・ ローン/融資契約のリスケジュールに対する 100% の印紙税免除

＜輸入完成電気自動車 (CBU EV) に対する輸入関税および物品税免除 (延長) ＞

N 子：加藤さん。今回も引き続き、2023 年度予算案のお話をお願い致します。

加藤：はい。

N 子：今回も個人所得税の続きですか？

加藤：いいえ。前回までで個人所得税に関する重要事項は説明致しました。今回は、間接税に関する事項でも、やや重要かなと思われる点がありましたので、それのご説明をさせていただきますね。

N 子：そうなんですね。宜しくお願い致します。

加藤：はい。まずは、輸入完成電気自動車 (CBU EV) に対する輸入関税および物品税の延長のお話です。

N 子：はい。

加藤：現行、輸入された 完成電気自動車 (CBU EV) は、2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間、輸入税と物品税が 100% 免除されます。

N 子：はい。

加藤：2023 年度予算案では、当該免除措置をさらに 1 年間延長し、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間についても免除となるよう提案されました。

N 子：なるほど。

加藤：個人的には電気自動車一辺倒の政策には疑問なんですけど、まあ時代の流れなんですかね。

N 子：そうですね。各国、色んな政策で、電気自動車化を推し進めてますね。

加藤：まあ、色んなくになが色んな考えでやるのは良いのですが、自動車立国たる日本が、同様の政策を推し進めてるのが、個人的には忸怩たる思いなんです。

＜ローン/融資契約の再構築またはリスケジュールに対する 100% の印紙税免除 (延長) ＞

加藤：次に印紙税 (スタンプデューティー) の話です。

N 子：はい。

加藤：現行、ローン/融資契約の再構築またはリスケジュールに対する印紙税は全額免除されていますが、2023 年度予算案にて、当該免除措置をさらに 2 年間延長することが提案されています。

N 子：良いですね。

加藤：はい。具体的に言うと、2023 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までに締結されたローン/融資契約の再構築またはリスケジュールが、今回の延長の対象となります。

N 子：良く分かりました。

＜オンライン納税＞

加藤：あと、間接税関連ではないのですが、納税に関するアドミニストレーションで幾つか重要な提案がなされています。

N 子：そうなんですね。

加藤：はい。例えば、現行、納税者は以下の方法で税金を支払うことができます。

- IRB のウェブサイトの FPX による支払
- IRB が指定する金融機関のインターネットバンキングによる支払
- IRB 指定の金融機関窓口での支払
- IRB カウンターでのクレジットカードによる支払

N 子：結構、様々な方法があるんですね。

加藤：そうなんですよ。

N 子：それが変わるんですね？

加藤：はい。2023 年度予算案では、2024 年度から、納税者にオンラインでの納税を義務付けるよう提案されました。

N 子：なるほど。これも時代ですね。ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

韓国駐在員日記

スターシア（マイツグループ中国・アジア進出支援
機構支援メンバー）

公認会計士

申原 侑祐氏

【過去5年のIPOの推移】

区分		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
KOSPI	新規上場一般	8	11	5	16	5
	新規上場-SPAC	0	0	0	1	0
	再上場	9	2	3	5	1
	SPAC-存続合併	0	0	0	0	0
	SPAC-消滅合併	0	0	0	0	0
	合計	17	13	8	22	6
KOSDAQ	新規上場一般	70	66	65	75	66
	新規上場-SPAC	20	30	19	24	45
	再上場	0	1	2	1	1
	SPAC-存続合併	11	11	17	15	13
	SPAC-消滅合併	0	0	0	0	4
	合計	101	108	103	115	129
KONEX	新規上場一般	21	17	12	7	14
	合計	21	17	12	7	14

【上場撤回、延期(事例)】

明けましておめでとうございます。スターシアの申原です。2022年の韓国のIPO実績を整理したいと思います。

2022年は、SPACや再上場を除く、一般上場だけですと全市場を含め85件の上場となっております。2021年は、98件でしたので、前年度と比べると13件減少しております。

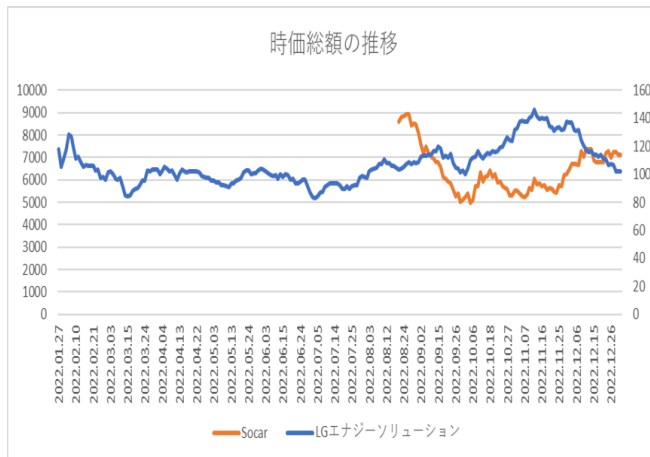
2021年は、証券市場が盛り上がり、IPOも追い風でしたが、2022年は、ウクライナ問題、高いインフレに伴う金利の引き上げ、景気低迷などで投資心理が萎縮し、上場撤回や延期などの影響を受けたようです。

	会社名	事業内容
上場撤回	One Store	アプリストアの運営
	Golfzone Commerce	ゴルフ用品の卸小売
	Milleの書斎	電子書籍サービス
	現代エンジニアリング	建築
	現代オイルバンク	石油会社
	SK Shieldus	保安サービス
上場延期	ケリー	オンラインショッピング(食品、化粧品)
	K バンク	ネット銀行
	CJ Olive Young	ライフスタイルプラットフォーム(流通、小売等)



【2022 年上場株の時価総額の推移】

2022 年に注目された上場株 2 社の株価の推移は次の通りです。



※LG エナジーソリューションは、右軸をご参照ください

LG エナジーソリューションは、二次電池関連の会社で、2022 年 12 月末時点で、時価総額が 101 兆ウォンあります。2022 年 1 月に KOSPI に上場したばかりですが、サムソン電子に次いで KOSPI 市場で時価総額 2 位となっております。公募時の価格が 300,000 ウォン(時価総額 70 兆ウォン)で、2022 年 12 月末の終値が 435,500 ウォン(101 兆ウォン)であるため、上場後も 45%程度増加しております。

Socar も KOSPI に上場した企業で、カーシェアリング事業を運営しています。

2022 年 8 月に上場しており、上場時の公募価格が 28,000 ウォン(時価総額 9,163 億ウォン)で、2022 年 12 月末の終値が 21,750 ウォン(7,117 億ウォン)であるため、上場後、22%程度、時価総額が減少しております。

また Socar については、上場直前の 2022 年 3 月にロッテレンタルが、1,832 億ウォンで、13.9%の持分を取得したと開示されております。この株価で単純に時価総額を逆算すると、13,180 億ウォ

ンのバリュエーションとなります。ロッテレンタルですので、事業的な連携等も考慮しての投資かもしれませんが、公募価額の時点から、ロッテレンタルが投資した際のバリュエーションを下回っている状況です。

2022 年は、経済的にマイナスに作用する出来事が多かったように思いますが、ここを耐えきり、2023 年は、大型上場や上場後の継続成長が続くような会社がどんどん出てきてもらえればと思います。

今年も宜しくお願い致します。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

新年の話題と金（ゴールド）のお話 ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

2023 年元旦は、ビクトリアハーバーにて 3 年ぶりのカウントダウンイベントが行われました。多くの人々がビクトリア湾の両岸に集い、新しい年の幕開けを盛大に祝いました。香港はこれから旧正月（1 月 22 日）に向け、祝賀ムードが一層高まって行きます。

さて、年末から引き続いて日本、香港、マカオ、中国本土など水際対策の緩和や強化の動きがありました。1 月 8 日には、約 3 年振りに隔離措置無しで中国—香港間の出入境が再開され落馬洲、深圳湾、港珠澳大橋、文錦渡、そして中港フェリーターミナル、香港マカオ・フェリーターミナルからの出入境者はおよそ 4.8 万人と伝えられました。内訳は中国から香港への入境者が 1.3 万人、香港から中国への出境者は 3.5 万人ということです。それに合わせて香港内の公共交通機関も再開し、MTR 落馬洲駅も再開されました。落馬洲～天水圍・元朗のバス、深圳湾口岸～屯門のバスも運行を再開し、出入境者の移動手段としての役割を復活させました。

今後、旧正月に向け帰省などで中国—香港間を出入境する人は大幅に増える見込みです。現時点で中国—香港を往来するにはオンライン予約システムからの事前申請が必要で、出入境ともに上限 6 万人となっていますが、いずれ段階的に上限を増やし、上限そのものも撤廃されるということです。隔離は不要となりましたが香港、中国のいずれも入境前 48 時間以内の PCR 検査の陰性証明は必要となります。

さて旧正月前に中国語で新年の挨拶をおさらいしますと、一般的に中国全土で広く使われている中国語での新年の挨拶はハッピーニューイヤーを意味する「新年快樂」「新年好」と言います。そして、それに続いておめでたい四字熟語を言い合う習慣があります。

「身体健康」（健康でありますように）

「万事如意」（万事思い通りでありますように）

「事業順利」（商売が順調でありますように）

同じ中華圏ですが香港では広東語で

「恭喜發財」（儲かりますように、お金持ちになりますように）

が最もよく使われます。自分でビジネスをしている人に限らず、香港人なら誰もが口にする新年の一般的な挨拶です。

もちろん日本人でも商売繁盛の願掛けはありますが、身近な人とお金儲けの話をするのは卑しい、恥ずかしいという風潮があり、香港人ほど直接的にお金のことに触れるのはまだまだ憚られるものです。その点、香港人にとってお金が儲かることは非常に素晴らしいことです。もちろん日本人でもお金が嫌いな人はいないでしょうから、根底は同じかもしれませんが、それを表に出すかどうかは文化の違いでしょう。長らく香港はイギリスの植民地だったことから人々は主導権のない政治への関心は薄く、明日のことが分からない中で信用できるのはお金だけでした。お金こそが自由をもたらすと考え、それが今日の香港経済の成長に繋がっています。

今の日本の大人たちは子どもの頃にお金について家庭や学校で学ぶ機会はほとんど無かったと思います。ここ最近では日本でもようやく金融知

識の必要性が重要視されてきて、お金についての教育も推奨されてきました。香港では学校での金融教育が進んでおり、幼稚園児からお金について学ぶことができます。一昔前と違って、一口にお金といっても現金だけではなく IC カード、QR コードなどの電子マネー、クレジットカードなど、今ではその種類も多岐に渡ります。そして金利が良かった昔のようにお金は銀行口座に貯めるだけではなく、投資や金融商品等を活用し運用する知識を身につけておくことが、将来を生きるための手段となります。最近は暗号資産（仮想通貨）も登場して詐欺なども後を絶たないことから、金融リテラシーを高めることは詐欺から身を守ることに繋がります。

それから香港では一般的に金（ゴールド）も資産所有の方法として広く浸透しています。香港の街角には貴金属店が多く、金で造られたアクセサリや豚などのオブジェが大々的にディスプレイされています。香港人はもちろん中華圏の人は金を非常に好みますが、それはお守りとしての意味と資産としての価値があるからです。日本で金を買ったり売ったりすると消費税がかかりますし、日本で金を売買する習慣は根付いていません。一方、香港では金の売買に消費税はかかりませんので、売買も盛んに行われています。毎日の金のレートは為替レートのように貴金属店に表示されており、手持ちの金を持ち込めばその日のレートで買い取ってくれます。金の買取は重量単位ですので、仮にアクセサリとして壊れていても資産価値はあります。日本のアクセサリでは 18K をよく見かけますが、香港の貴金属店では 24K の商品が豊富に売られています。18K は金の含有量が 75%、24K は他の金属を混ぜていない純度 999.9 の純金を指します。資産として換金するためには 24K でなければならないのです。よく香港や中華圏の方の結婚式では、新婦に 24K のジュエリーがたくさん贈られ、新婦がジャラジャラ重た

いほどの金を身につけている姿が見られますが、これは祝福されて嫁いだという象徴です。この時に授かった 24K のジュエリーはもちろん普段使いではなく、大切に資産として保管されます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国の水際対策と ビザ発給の暫定停止にかかる状況 ～1月8日より中国への入国時の隔離措置が 撤廃された一方で、日本では中国一般査証の 発給が暫定停止の状況に～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2023年1月8日より海外から中国への入国者に対する隔離措置が撤廃されたとの政策の大転換は、既往 JP マイツ通信（2022年12月【増刊号】）の通りですがⁱ、その後、各種報道の通り、日本と韓国国民に対するビザ発給が暫定停止しています。ビザ発給の暫定停止について、弊社への状況確認も多数あったことから、本稿では中国への入国にかかる直近状況・規制の推移、今後の動向を纏めています。

（本稿は2023年1月23日時点の情報に基づきます。）

***尚、1月29日にビザ発給の暫定停止措置は解除されています。**

1. 直近状況・規制の推移

2023年1月10日、中国駐日本大使館（以下“中国大使館”と表記）のHPに“中国大使館と総領事館は日本国民に対する中国一般査証の発行を一時停止する”旨を公表しⁱⁱ、同日は突如、中国ビザ申請サービスセンターの窓口でビザ申請が受理されない事態となるなど、混乱を極めました。

（1）2023年1月8日の中国への入国時の隔離措置の撤廃以降、政策の推移

下表（政策推移にかかるフロー図）の補足説明は以下の通りです。

①2022年12月26日付公布の聯防联控機制綜発「2022」144号、国家卫生健康委員会2022年第7号によるもの。2023年1月8日以降、海外から中国への入国者に対して隔離措置は行われていない。

また、同日から搭乗前のPCR検査は1回となり、健康コードの申請も不要となった。

②**同日に急遽、実施。**中国大使館HPの通り、“中国一般査証の発行を一時停止”しているものの、人道上の措置などの例外に対するビザは発給されている状況を確認済。

③上記①をベースとしつつ、中国大使館HPの通り、若干の水際対策の強化が図られている。

（2）現行の渡航時の、（中国側の）水際対策

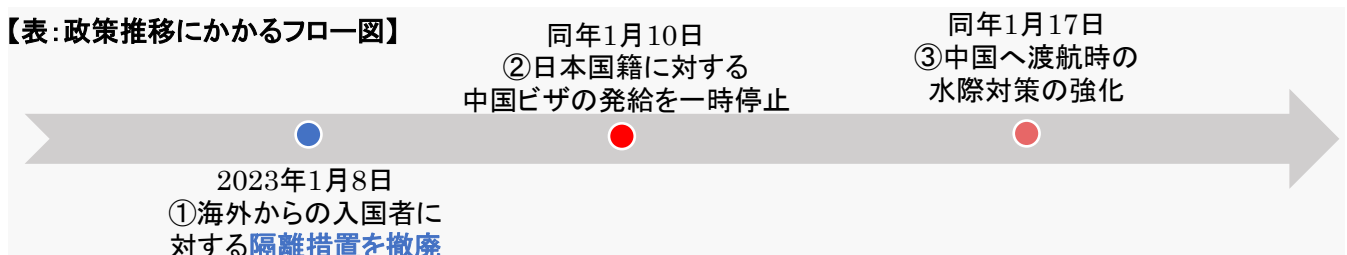
最新措置である上記③の主要内容は以下の通りであり、**青字**の要求が上記①から追加されましたⁱⁱⁱ。

➤ **PCR検査及び陰性証明書：**搭乗前48時間以内にPCR検査を1回実施・陰性であれば渡航可能。

（PCR検査で陽性反応が出た場合、陰性が確認でき次第中国への渡航可能。）

また、陰性証明書は検査機関及び報告書のフォーマットに特段の指定はないものの、**以下が必要**です。

【表：政策推移にかかるフロー図】





- ✓ 入国者の氏名：搭乗フライトで使用する旅券上の氏名と一致していること
(生年月日及び旅券番号の記載が望ましい)
- ✓ 検査時間または報告書の発行時間：いずれかが出発前 48 時間以内であること
- ✓ 検査方法及び検査結果：PCR 検査が必須（抗原検査は不可）及び「陰性」が必須
- ✓ 陰性報告書の言語：出発地の公用語又は英語

その他、陰性報告書の確認は航空会社が行い、紙の報告書の提示が必要（陰性報告書が電子版の場合は、要プリントアウト）となります。

➤ 税関への申告：陰性証明書を取得後、搭乗前 48 時間以内の PCR 検査結果を「中国税関出入国健康申告」に事前登録する必要あり^{iv}。

➤ 搭乗時と税関での検疫時の水際対策の強化：

- ✓ 搭乗時：
航空会社が搭乗時に PCR 検査の陰性証明書を確認（陰性証明書の提示が必要）。
- ✓ 税関での検疫時：
目的地に到着後、中国税関の健康申告コードの提示と必要な税関手続きを行う。
この際、中国税関による PCR 陰性証明書の抜き取り検査が行われる可能性あり。

2. 今後の動向

まず中国入国時の直近の水際対策は、1 月 8 日の大幅緩和策をほぼ踏襲しています。また、中国国内の感染状況も、中国疾病予防コントロールセンター（CDC）疫学首席専門家・呉尊友氏が 1 月 21 日に“局地的には感染者数の増加はあるが既に中国全土で約 80%の人が感染した”旨を SNS の個人アカウントで発言^vし、集団免疫の獲得を示唆しています。実

際、弊社が聞き及ぶ中国現地法人各社の状況と比しても当該感染率に特段の違和感はなく、また上海市や北京市などの大都市では特段の行動制限は課されていないなど、これらを勘案すれば、中国国内において一段の感染予防策の強化やゼロコロナ政策への回帰の可能性は低いと思われます。

一方、1 月 10 日に突如開始した日本（と韓国）国民に対するビザ発給の暫定停止に加えて、翌 11 日に国家移民管理局はトランジットビザ免除措置についても同様に、当該二か国の国民に対してのみ暫定停止すると共に、同局 HP に当該停止の理由を（両国での）“差別的な入国制限”への対抗措置と明記しています^{vi}。

（但し、韓国国民に対する暫定停止措置には Z ビザが含まれない等、若干の違いが見受けられます^{vii}。）

また、同月 19 日の外交部のプレスカンファレンスでは、“（日本のメディアが報じた通り）日本国民に対して限定的に商務ビザを認めているのか？”との質問に対しては、（日本側の）制限措置の解除を求める従来からの立場を繰り返すに止まりました^{viii}。

しかし、日本の水際対策は欧米諸国と比して特段、厳格な政策では無く、また非公式ですが暫定停止後に一部の Z ビザが取得できたケースを聞き及びます^{ix}。更に、中国入国時や中国国内の移動時における隔離措置や行動制限は既に撤廃されており、日中間の容易な往来に対する期待やニーズの高さをも鑑みれば、一日も早い、暫定停止の解除が望まれます。

